

「第3給食センター整備運営事業：入札説明書等」訂正箇所新旧対照表

平成30年7月9日

平成30年5月2日に公表した「第3給食センター整備運営事業：入札説明書等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■入札説明書

該当箇所	訂正前	訂正後
IV, 2, (11) [17 ページ]	⑧ その他入札に関する条件に違反したもの (11) その他 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。	⑧ その他入札に関する条件に違反したもの <u>(11) 予定価格及び入札価格の算定方法等について</u> <u>本事業の予定価格は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正前の所得税法等及び地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正前の地方税法等（以下あわせて「改正前税法」という。）に基づき算定を行っている。</u> <u>このため、各事業者は入札価格を改正前税法に基づいて算定すること。</u> <u>市は落札者決定後、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の影響により対応が必要となる消費税及び地方消費税の支払い方法等について、事業者と協議の上、決定することとする。</u> <u>なお、当該協議の結果、サービス購入費に変更が生じる場合には、事業契約締結後、事業契約書（案）第70条に基づきサービス購入費を変更する。</u> <u>ただし、市が給食センター施設整備に係る対価に対する消費税及び地方消費税相当額等を割賦により支払うこととなった場合に適用する金利は、サービス購入費Bの算定に用いる割賦金利（別紙2, 1（2）ウに規定する適用金利）とする。</u> (12) その他 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後
I, 4, (1) [4 ページ]	(1) 敷地 建物敷地、専用車両等通路、 支線取付通路 、法面、擁壁、調整池、非造成地及びインフラ接続用地から構成される敷地全体をいう。	(1) 敷地 建物敷地、専用車両等通路、法面、擁壁、調整池、非造成地及びインフラ接続用地から構成される敷地全体をいう。
I, 4, (5) [5 ページ]	(5) 支線取付通路 専用車両等通路と公道を繋ぐ 取付通路 をいう。	(5) 支線取付通路 専用車両等通路と公道の 車道 を繋ぐ ボックスカルバート橋 をいう。
II, 4, (1), ④, ウ (13 ページ)	ウ 構内通路、専用車両等通路、 支線取付通路 、駐車場等	ウ 構内通路、専用車両等通路、駐車場等
IV, 5, (1) (53 ページ)	(1) 業務の対象 敷地内の付帯施設（駐車場・駐輪場、配送車両車庫、ごみ置場、屋外照明、門扉、フェンス、側溝、調整池等）、通路（構内通路、専用車両等通路、 支線取付通路 ）、擁壁、地中設備、埋設配管、排水桝、及び植栽等（以下「外構等」という。）とする。	(1) 業務の対象 敷地内の付帯施設（駐車場・駐輪場、配送車両車庫、ごみ置場、屋外照明、門扉、フェンス、側溝、調整池等）、通路（構内通路、専用車両等通路）、擁壁、地中設備、埋設配管、排水桝、及び植栽等（以下「外構等」という。）とする。

■落札者決定基準

該当箇所	訂正前				訂正後			
3, (3) 表 2 性能審査加点 項目の評価基 準 (8 ページ)	給食調理業務	25	・市が作成する献立等に従い給食をおいしく、かつ衛生的、確実に調理するための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・供用開始時から円滑に給食調理を行うための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・労働安全衛生上の問題を未然に防ぐ仕組みについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。	様式 F-2 様式 F-3 様式 F-12	給食調理業務	25	・市が作成する献立等に従い給食をおいしく、かつ衛生的、確実に調理するための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・供用開始時から円滑に給食調理を行うための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・労働安全衛生上の問題を未然に防ぐ仕組みについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。	様式 F-2 様式 F-3

■事業契約書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
第1章, 第17条 [11 ページ]	第17条 給食センターの整備は、本件土地において行う。本件土地並びに調整池、擁壁、 ボックスカルパード橋車両用通路 その他の本件土地の付合物（本件土地とあわせて、以下「本件土地等」という。）の管理は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。事業者は、本事業に必要な範囲について本件土地等 等 を無償で使用する ことができる 。	第17条 給食センターの整備は、本件土地において行う。本件土地並びに調整池、擁壁、その他の本件土地の付合物（本件土地とあわせて、以下「本件土地等」という。）の管理は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。事業者は、本事業に必要な範囲について本件土地等 等 を無償で使用する ことができる 。
第7章, 第70条 [33 ページ]	（サービス購入費の改定） 第70条 金利変動及び物価変動に伴うサービス購入費の改定は、別紙2により行う。	（サービス購入費の改定） 第70条 金利変動及び物価変動に伴うサービス購入費の改定は、別紙2により行う。 <u>ただし、別紙2に定めのないサービス購入費の支払方法等については、福岡市及び事業者が協議の上、これを定めるものとする。</u>